

総報酬割のイメージ（仮に1/2とした場合）

【例】第2号被保険者数が同じ3保険者で2400万円を負担する場合

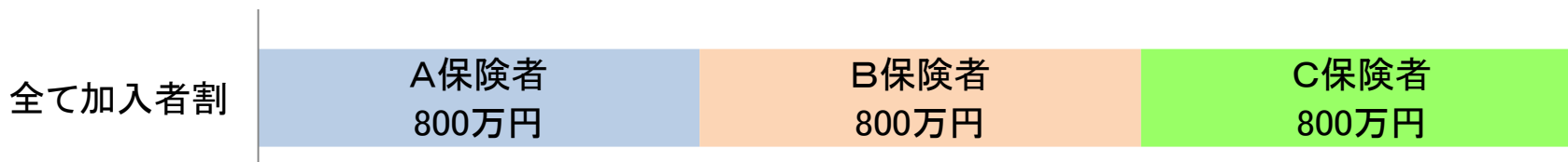
A保険者（総報酬額5億円）

B保険者（総報酬額15億円）

C保険者（総報酬額10億円）

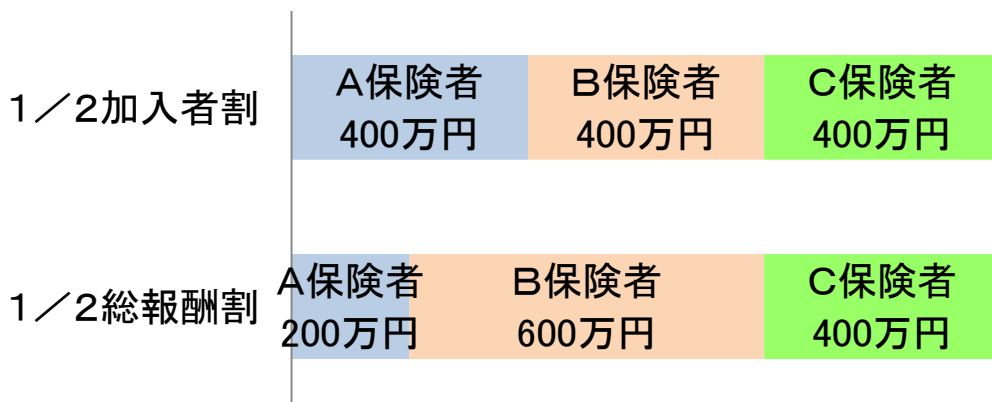
現行

○ 2400万円を加入者の人数に応じて負担（A, B, Cとも第2号被保険者数が同数なので同額を負担）。



総報酬割1/2導入

○ 2400万円のうち、1/2を人数に応じて負担、1/2を総報酬額に応じて負担（総報酬額の比はA5億円:B15億円:C10億円=1:3:2）



総報酬割1/2導入による影響

A保険者の負担率

16‰ (800万円/5億円) → 12‰ (600万円/5億円)

B保険者の負担率

5.3‰ (800万円/15億円) → 6.6‰ (1000万円/15億円)

C保険者の負担率

8‰ (800万円/10億円) → 8‰ (800万円/10億円)

健保組合における介護保険の2号被保険者たる被保険者に係る総報酬額の状況

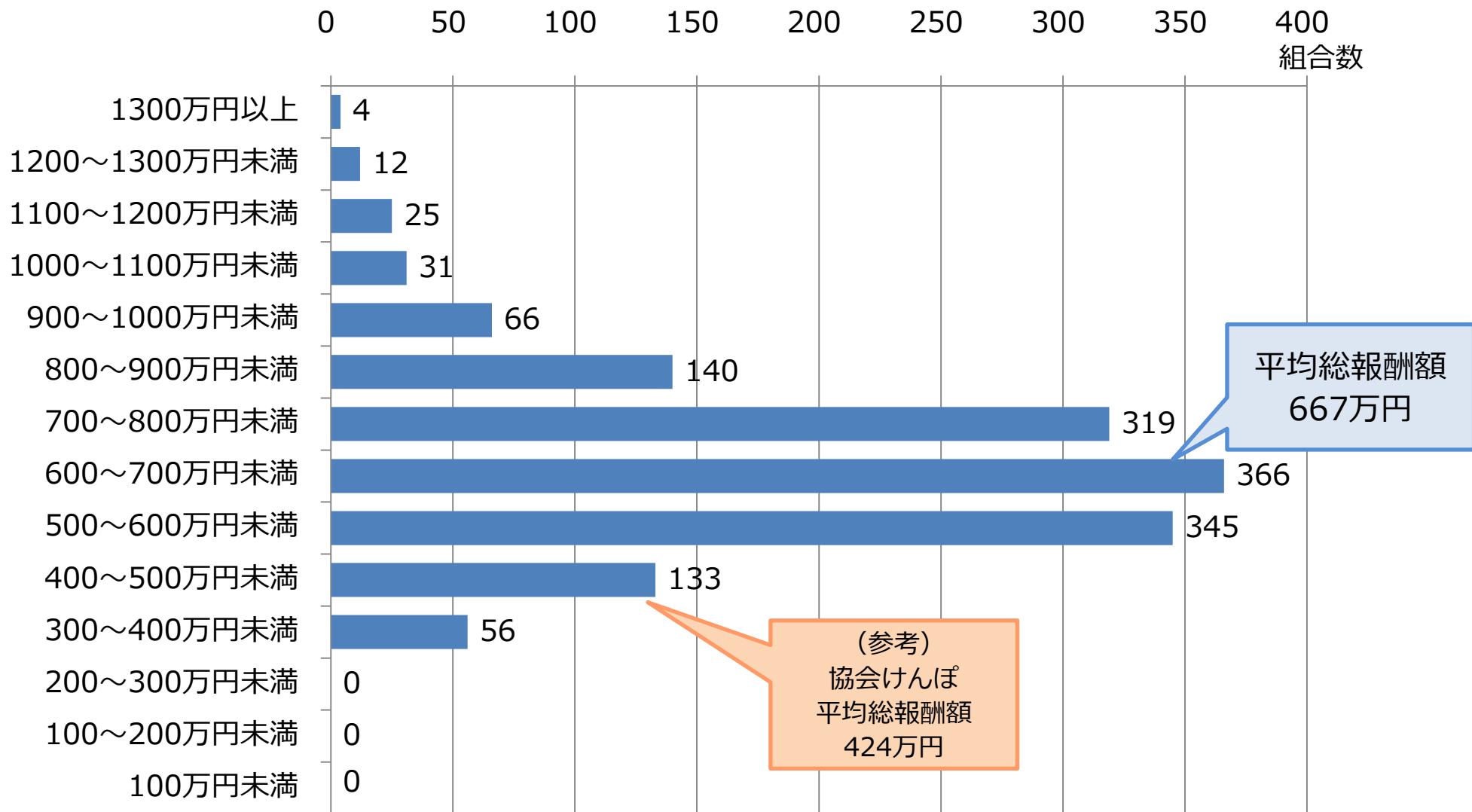
○健保組合内でも、平均総報酬額に占める一人当たり負担額の割合は様々

	介護保険の2号被保険者たる被保険者に係る平均総報酬額	第2号被保険者一人当たり負担額
上位10組合の平均	1,314万円	3,944円
全組合（1,497組合）の平均	667万円	3,944円
下位10組合の平均	320万円	3,944円

※ 平成20年度組合決算データより算出

※ 「介護保険の第2号被保険者たる被保険者に係る平均総報酬額」は、それぞれの組合の総報酬額の合計額を2号被保険者たる被保険者（特定被保険者を含む。）の合計数で除したものの。

健保組合における介護保険の2号被保険者たる被保険者に係る一人当たり平均報酬額の分布



※ 平成20年度（全1497組合）

※ 介護保険の第2号被保険者たる被保険者（特定被保険者を含む）の総報酬額を、同被保険者数で除して算出

※ 協会けんぽの平均総報酬額は平成20年健康保険被保険者実態調査より引用

総報酬割による介護保険第2号被保険者の 一人当たり負担額への影響の試算

導入なし	協会けんぽ	健保組合	共済組合	船員保険
現行制度を 継続した場合 ()内は労使折半後	4,891円 (2,445円) ※ 国庫補助分を含む額	4,891円 (2,445円)	4,891円 (2,445円)	4,891円 (2,445円)
	4,089円 (2,044円) ※ 国庫補助分を除いた額			
総報酬割を 1/3 導入した場合 ()内は労使折半後	4,044円【-45円】 (2,022円【-22円】) ※ 国庫補助分を除いた額	5,176円【+285円】 (2,588円【+143円】)	5,242円【+351円】 (2,621円【+175円】)	4,408円【-482円】 (2,204円【-241円】)
総報酬割を 1/2 導入した場合 ()内は労使折半後	4,022円【-67円】 (2,011円【-33円】) ※ 国庫補助分を除いた額	5,319円【+428円】 (2,659円【+214円】)	5,417円【+526円】 (2,709円【+263円】)	4,167円【-724円】 (2,084円【-362円】)

※ 第5期（平成24～26年度）の平均を試算したもの。【 】内は現行制度を継続した場合との比較

※ 小数点以下の四捨五入により差が一致しない場合がある